

# 第14回 国税庁保有行政記録情報を用いた 税務大学校との共同研究に関する有識者会議

国税庁企画課データ活用推進室

# 本日の資料内容

1. 第4期採択研究の利用期間の延長申出について
2. 第6期個票データ等利用申出の審査について

# 1. 第4期採択研究の利用期間の延長申出について

- 第4期採択研究代表者から、税務データの利用期間の延長についての申出があったところ、ガイドラインに規定している延長の申出の審査基準では問題ないと考えられるが、延長を認めることについて、ご意見賜りたい。

## 税務大学校との共同研究における国税庁保有行政記録情報利用に係るガイドライン（抜粋）

### 第9 利用後に申出書の記載事項等に変更が生じた場合

#### 3 利用期間の延長

代表者になっている申出者がやむを得ない理由により利用期間の延長を希望する場合、国税庁は、最長1年間を上限として、原則1回に限り延長を認めることができる。

(以下略)

#### (1) 記載事項変更依頼申出書の提出

代表者になっている申出者は延長を希望する場合、原則として利用期間終了の2か月前までに、延長が必要な理由及び希望延長期間を記載した記載事項変更依頼申出書を国税庁に提出するものとする。

(以下略)

#### (2) 延長の申出の審査基準

記載事項変更依頼申出書が提出された場合、国税庁は次の審査基準により審査を行い、延長の諾否について決定する。

- ① 延長することがやむを得ないと判断される合理的な理由が示されていること。
- ② 利用目的、利用者の範囲等の利用期間以外の変更が一切なされていないこと。
- ③ 延長期間が1年以内であり、延長理由から判断して、必要な最小限の期間であること。
- ④ 延長を希望する個票データ等の利用期間について、初回の延長申出であること。

#### (3) 諾否の通知

国税庁は、代表者になっている申出者に対して、文書により延長申出の諾否について通知する。

(以下略)

## 【第4期採択研究】

研究テーマ	欠損金繰り戻し還付制度の利用実態と企業活動への影響に関する分析（法人税）
-------	--------------------------------------

共同研究者	大阪大学 恩地 一樹 教授（代表者）、愛知淑徳大学 鈴木 崇文 准教授
-------	-------------------------------------

研究テーマ	大規模災害による法人及び個人企業の経済活動の縮小と回復の影響に関する定量的分析（消費税）
-------	----------------------------------------------

共同研究者	新潟大学 中東 雅樹 准教授（代表者）、東京都立大学 吉野 直行 特任教授
-------	---------------------------------------

## 2. 第6期個票データ等利用申出の審査について

テーマ 番号	公募テーマ		件数
1	「所得税及び復興特別所得税の確定申告書」第一表及び第三表を用いた定量的な分析	所得税	0件
2	「法人税申告書 別表一」(白色申告及び青色申告)及び「試験研究費の額に係る法人税額の特別控除(研究開発税制)に関する明細書」(単体法人の電子申告分のみ)を用いた定量的な分析	法人税	2件
3	「相続税の申告書」第1表及び第15表を用いた定量的な分析	相続税	0件
4	「消費税の申告書」第一表及び第二表を用いた定量的な分析	消費税	0件
5	① 研究テーマ1及び3のデータの組合せによる定量的な分析	所得税 相続税	1件
	② 研究テーマ2及び4のデータの組合せによる定量的な分析	法人税 消費税	2件
応募総数			5件

## 2. 第6期個票データ等利用申出の審査について

- 共同研究の採択に当たっては、審査プロセスが不透明であり、プロセスそのものに疑念を抱かれることを避けるため審査の基準を明示するなど、**審査プロセスの透明化を図ることが強く求められる。**
- このため、有識者会議において、「税務大学校との共同研究における国税庁保有行政記録情報利用に係るガイドライン（令和3年10月14日）」に規定された「**個票データ等の利用に際しての基本原則**」、「**審査基準**」及び「**研究計画の学術的な独自性・創造性**」等を踏まえ**審査を実施し、意見を取りまとめて国税庁に提出する。**
- 国税庁においては、有識者会議の意見を受け、**最終的な個票データ利用の諾否を決定する。**

### 1 有識者会議の位置づけ（ガイドライン第2の8）

#### 第2 用語の定義

##### 8 有識者会議

本ガイドラインにおいて「有識者会議」とは、国税庁が設置し、**その求めに応じ、合議により個票データ等の利用の諾否について国税庁に対して意見を述べる**とともに、個票データ等の利用者に対して、学術的な観点から意見を述べる有識者から構成される会議をいう。

### 2 個票データ利用の基本原則（ガイドライン第3の1）

#### 第3 個票データ等の利用に際しての基本原則

##### 1 税務行政の目的に沿った利用

##### (1) 個票データ等の利用目的の確認

国税庁は、**申出のあった個票データ等の利用目的が、学術研究の発展に資するもの**（以下「学術研究振興」という。）**又は公的機関における施策の推進に適切に反映されるもの**（以下「施策推進」という。学術研究振興又は施策推進のことを以下「研究等」という。）**であって、国税庁が保有する行政記録情報の整備又は税・財政施策の改善・充実に資する統計的研究であることを確認する。**

## 2. 第6期個票データ等利用申出の審査について

### 3 審査基準の概要（ガイドライン第6）

#### 第6 利用申出に対する審査・決定

##### 1 個票データ等利用申出に関する審査・決定

（前略）また、本ガイドラインに定めるもののほか、**審査方法及び決定手続等の詳細は、有識者会議に助言を求めた上で、国税庁において定める。**

#### 第6 利用申出に対する審査・決定

##### 2 個票データ等利用申出の審査基準

##### (1) 利用目的及び分析方法について以下をすべて満たすこと

- ・ 研究テーマが公募に適合しており、利用の基本原則に沿ったものである
- ・ 個体が識別されないように加工を行うことを了承している
- ・ データの分析目的及び方法が個体を識別するものではない

##### (2) 個票データ利用の必要性について以下をすべて満たすこと

- ・ 必要最小限である
- ・ 利用に合理性があり、他の情報では研究等の目的の達成が困難である
- ・ 利用期間と研究計画・公表時期が整合的である

##### (3) 過去の実績、研究計画内容を勘案して実行可能性があること

##### (4) 研究成果等の公表を前提としており、公表予定日が記載され、利用期間と比較して整合的であること、また、公表される内容が適切であること

##### (5) 申出書及び添付書類の記載事項から、以下がすべて確認できること

- ・ 申出者の氏名・所属機関等が確認できること、申出者が必要最小限であること
- ・ 研究計画書から研究の概要について、詳細な内容が確認できること
- ・ 個票の利用希望期間が確認でき、その期間が必要最小限であること
- ・ 獲得した外部研究資金について確認できること

##### (6) 他のデータとの照合を行う場合は、その必要性が認められること

##### (7) その他必要な事項

## 2. 第6期個票データ等利用申出の審査について

### 4 国税庁HPに掲載している「よくある質問」（一部抜粋）

問29 申出書や研究計画書等には、どの程度まで詳細に記載したらよいでしょうか。

（前略）本共同研究の目的等（学術の発展に資するものであること、公的機関の施策推進に適切に反映されるものであること、税・財政政策の改善・充実に資するものであること）に合致するものであるかを審査いたします。併せて、その研究の背景（学術的な背景、問題設定の背景、着想に至った経緯など）、学術的な独自性・創造性、国内外の研究動向と本研究の位置付け等も審査の参考とさせていただきます。（後略）

問34 個票データ等の利用申出の審査基準を教えてください。

（前略）利用申出の際の主な審査基準は、

- ① 研究等の内容が公募している研究テーマに適合するもの
- ② 利用目的が学術研究の発展に資するもの又は公的機関における施策の推進に適切に反映されるもので、国税庁が保有する行政記録情報の整備又は税・財政施策の改善・充実に資する統計的研究であること
- ③ 研究等の成果の公表において、個体が識別されないように加工を行うことを了承していること
- ④ 分析目的及び方法が、個体を識別するものではないこと

といった項目や利用の必要性及び申出者の過去の実績等を勘案して、利用申出の審査を行います。（後略）

# (参考) 第6期の今後のスケジュール

- 令和8年5月27日 共同研究の採択に関する有識者会議
  - 令和8年6月中 国税庁として採択研究を最終決定
  - 令和8年8月上旬 共同研究開始
  - 令和11年8月頃 最終成果物公表
- ※ 上記はモデルケースでの予定であり、国税庁内部での手続や研究の進捗によって前後する場合がある。
- ※ 研究成果物（ディスカッションペーパー）公表の都度、個人情報及び行政上の部内審査を実施する。

## 第6期共同研究スケジュール

	令和8年												令和9年												令和10年												令和11年								
	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9		
第6期 共同研究	← 公募		● 内部 審査	● 有識者 会議	← 通知	← 任用	★ 共同 研究 開始																																		◆ 最終 成果物 公表				